電気事業法等の一部を改正する束ね法案について

福岡核問題研究会２０２３年５月例会資料
２０２３年５月２７日
中西正之

１．電気事業法等の一部を改正する束ね法案の概略

２０２３年２月２８日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されています。

「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました　（METI/経済産業省）

日本では、地球の気候危機対策の取り組みは、世界の先進国の中でも遅れてきたようですが、安倍政権下や菅政権下でも、日本のＣＯ２排出削減量８０％の脱炭素化政策や、ＣＯ２排出削減量１００％のカーボンニュートラル政策は進んできました。

ところが、岸田政権に変わり、２０２２年７月２７日に第１回ＧＸ実行会議が開催され、カーボンニュートラル政策の中に、原子力発電についての強力な推進策が採用されるようになりました。

そして、革新炉ワーキンググループ会議や原子力小委員会が積極的に開催され、原発の積極的な推進策が検討されるようになりました。

そして、それらの原発積極的推進策が反映され、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、原発積極的推進策が採択されました。

そして、その基本政策が原子力関係閣僚会議に移植され、年末年始を狙って同時期に原発関連のパブリックコメントが４件公募されました。

また、原発関連の法律改定案は、非常に分かりにくい状態で、基本方針の作成が行われました。

これらの仕上げとして、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されたと推定されます。

そして、この「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」も一般国民には非常に分かりにくく作成されているようです。

ただ、経済産業省のホームページに掲載されている閣議決定資料で、いくらかその内容が分かるようです。

電気事業法等の一部を改正する束ね法案は、「電気事業法（原子力発電の運転

期間に関する規律の整備)」、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」、「原子力基本法」の５本の法律を一括して束ねたようです。

以前に、日本の経済産業省は、再生可能エネルギー電源と原発電源を非化石燃料電源として、大気中へのＣＯ２の放出量削減の強力な手段としてきましたので、今回も非化石燃料電源として、一括りとしたように推定されます。

２．電気事業法の改悪について

「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」は、５本の電気事業に関する基本的な法案を一括して束ねて作成されており、極めて悪質な法案でありながらも、一般国民にはその内容の真実が非常に分かりにくい様に作成されているようです。

そのため、この束ね法案は詳しく調べる必要が有るようです。

- 法律案・理由（PDF 形式：364KB）
- 新旧対照条文（PDF 形式：630KB）

で行われています。

法律案・理由の資料は８６ページ分あります。

新旧対照条文は１１６ページ分あります。

法律案・理由の資料の資料は、読んでみてもすぐには理解しづらいようです。

ただ、新旧対照条文は、旧条文と新設条文の比較が行われているので、かなり内容が分かります。

第二章電気事業

第五節発電事業

の項で

「電気事業法の改悪」については、新旧対照条文の４ページから１１ページに新設案件「(原子力発電工作物である発電用原子炉の運転期間)」として掲載されています。

これは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」から意図的に削除された「発電用原子炉の運転期間」を意図的に、経済産業省管轄の「電気事業法」に移設した部分と推定されます。

第二十七条の二十九の二で最初の「発電用原子炉の運転期間」は「四十年間」に付いては、継続されています。

しかし、４０年間以後の２０年間運転継続の判断基準からは、規制委員会の安全審査は削除されています。

また、新旧対照条文の５ページの３－三に説明されているように、運転の延長

期間が２０年間を超えた場合でも、運転停止期間に「(同項第五号イからホまでに掲げる期間に該当するもの)」の期間は、２０年間の延長期間からは除外されると規定されています。
「(同項第五号イからホまで に掲げる期間に該当するもの)」は、具体的には６ページから８ページに詳細に説明されています。
沸騰水型原発などは、新規制基準の適合性審査にまだ合格していない場合や、住民の反対により再稼働が行われていない原発などでは、１０年間以上運転停止している原発がいくつもあるようですが、これらの原発では７０年間以上の運転期間も認可される可能性を示す改悪が行われています。
「(原子力発電工作物である発電用原子炉の運転期間)」については、２０１１年３月に発生した福島第一原発のメルトダウン事故の反省を生かすため、新設された原子力規制委員会と原子力規制庁の管轄とされるようになりました。
そして、その管轄下で今市民の間でも大きな問題として取り上げられている、川内原発１、２号機の４０年間運転後の２０年間運転延長に付いての審議が行われています。
また、鹿児島県庁でも、「川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会」が開催されて、川内原発１、２号機の４０年間運転後の２０年間運転延長の良し悪しが検討されてきました。
ところが、「(原子力発電工作物である発電用原子炉の運転期間)」の管轄官庁を原子力規制委員会と原子力規制庁から、原発推進官庁の経済産業省の管轄に移管し、これまでの新規制基準による審査や、「川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会」の論議は日本の法的には根拠のないものとする新規悪法と推定されます。

３．核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改悪について
「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改悪については、新旧対照条文の２４ページから４５ページに「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」として説明されています。
この資料の２５ページから、第四章　原子炉の設置、運転等に関する規制
第二節　発電用原子炉の設置、運転等に関する規制
の項目として、現行の（運転の期間）の項目は、改正案では取り消しとなっており、（発電用原子炉施設の劣化の管理等）に変更になっています。
現行の（運転の期間）の項目は、２０１１年３月の福島第一原発のメルトダウン事故の発生による膨大な被害を受けた大きな教訓として、原発の安全規制がこれまで原発推進官庁の経済産業省の管轄であったのを、環境省管轄の原子力規制委員会へと移管され、

「第四十三条の三の三十二　発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。」

とする基本方針が策定され、原発推進官庁の経済産業省もこの基本方針をうけいれてきました。

しかし、今回の岸田政権下での原発積極推進策への大転換の下で、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」からは、運転期間等の規制は削除され、２０１１年３月の福島第一原発のメルトダウン事故の発生前の旧規制戻りが行われたようです。

そして、新旧対照条文の２５ページから２７ページに示された（発電用原子炉施設の劣化の管理等）の条文が新しく提案されました。

いま、鹿児島県庁では、長期間にわたって「「川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会」が開催されており、第１回分科会で説明が行われていますが、現行の〔炉規法第４３条の３の３２〕の運転期間延長認可制度に基づいて、審議が続けられてきました。

このような審議が原発所在地県庁の特別審議会で行われ、原発の 40 年運転以後の運転継続に影響が出ないように、岸田政権下では衆議院と参議院における多数議員獲得中に、〔炉規法第４３条の３の３２〕から、運転期間延長認可制度を削除し、電力会社の現有原発長期稼働への支援策をとった推定されます。

４．原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律について

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」については、新旧対照条文の４６ページから６９ページに「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」として説明されています。

４９ページに「使用済燃料再処理機構」が今後「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」と機能拡張され、公立機関の機構の業務が、使用済燃料再処理単独から、使用済燃料再処理＋廃炉推進へと、機能強化されることが規定されています。

日本の原発は、これまで「使用済燃料再処理」に相当の困難を抱えていましたが、これから原発の大量廃炉の時代に入り、原発の廃炉も単独の電力会社には大きな重荷になることが推定され、国の機構が原発の廃炉に援助を行い、原発推進を容易にする目的のようです。

５２ページから、今回の「使用済燃料再処理機構」の「廃炉推進」の追加業務の拡大について、

第三章　廃炉拠出金の納付及び廃炉に係る費用の支払

第一節　廃炉拠出金の納付
原発を運転している電力会社は、「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に毎年廃炉拠出金の納付を行うことを定めています。
第二節　廃炉に係る費用の支払
原発を運転している電力会社は、原発の廃炉を行う時には、「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に廃炉計画を提出し、廃炉費用の請求を行ない、機構は請求に基づいて、廃炉費用の支払いを行わなければならないことを規定しています。
　２０１１年３月に発生した福島第一原発のメルトダウン事故の発生前までは、原発は大型の発電設備の中で、発電電力の原価が最も安価な発電設備と電力会社も国の機関も説明してきました。
　その大きな理由として、使用済み燃料は、再処理ができて、高速増殖炉などで再利用ができる事、巨大事故の発生確率が極端に低いので事故発生の損害保険料が安価な事、原発設備の解体処理費用、埋め立て処理費用も安価な事が強調されてきました。
　しかし、実際に福島第一原発のメルトダウン事故が発生し、日本の損害保険組合とそれらから連動保険を受けていたイギリスのロイズ保険組合も、あまりにも大きいリスクを理由に、原発の損害保険の受け入れを停止しました。
　使用済み燃料の再処理と高速増殖炉の運転は暗礁に乗り上げました。
そして、原発の廃炉処理費用も巨大な事が分かってきました。これまでの電力会社の廃炉費用積立金だけではどうしようもなくなったと推定されます。
そのため、原発の廃炉処理も国家の大きな支援事業とし、今後の原発の運転が維持できることを目指すために、今回の強化を行ったと思われます。

５．再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法について
「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」については、新旧対照条文の７０ページから９２ページに「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」として説明されています。
　電気事業法等の一部を改正する束ね法案は、最強の原発推進法案という事を隠すために、以前から提唱していた地球の気候危機対策のとしての非化石燃料電源の強化策のとったようです。
　そして、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の案が作成されたようです。
　新旧対照条文の７６ページに、「(再生可能エネルギー発電設備の増設又は更新に係る基準価格又は調達価格の適用の特例)、」の新設項目が説明されています。
　日本では、西欧などに比べ、再生可能電力のＦＩＴ（固定価格買い取り制度）

の制定が相当遅れて実行が始まったが、それでも１０年間程度の期間が過ぎ、再生可能エネルギー発電設備の増設又は更新が増えるようになってきたので、そのための制度の新設と思われますが、原発促進策との抱き合わせが必要なような新しい制度とは思われないようです。

新旧対照条文の８０ページから、「第一節系統設置交付金等」に付いての新設項目が説明されています。

現在の日本では再生可能エネルギー電力の急激な増大が必要とされていますが、その目的を果たすためには、現在の日本の送電線設備の容量が不足しており、大きな障害になっています。

そのため、この法律では再エネ電力の送電に大きく貢献できる送電線設備の新設においては、工事に着手してから設備が使用できるまでの間投資資金を回収するための「特定系統設置交付金」の交付を行う新制度を設置し、再生可能エネルギー電力の急激な増大を促進するとの新制度を設置しています。

束ね法案の主目的は、多くの面においての、原発電力の急激な強化案が新設されています。

そして、再生可能エネルギー電力の急激な増大も、一部は新設されており、一定の効果はあるかもしれませんが、束ね法案の真意をごまかすための飾りのように思われます。

６．原子力基本法の改悪

「原子力基本法の改悪」については、新旧対照条文の９３ページから９８ページに「原子力基本法改正案」として説明されています。

９３ページに、第一章総則の（目的）　第一条で、「地球温暖化の防止を図り」と新しい大目標が追加されており、地球の気候危機対策の世界的な大義のため、福島第一原発のメルトダウン事故の反省からこれからの日本の原発の運転を縮小していくと決められていた原発縮小策を１８０度反転し、原発の積極的な利用を拡大していくことを明記しています。

次に（基本方針）として、第二条に３の項目が新設されており、エネルギーとしての原子力利用は福島原発事故の反省したうえで、その事故防止のために最善かつ最大の努力をしなければならないと規定しています。

そして、そのあと９４ページに（国の責務）の項が新設されています。
第二条の二に、二項目の新設が行われています。

一番目に、「国が原子力発電の電源を国内の電源の安定供給の確保及び脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。」と規定し、原発の積極的な採用が国の責務と定めてい

ます。

二番目に「 原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。」と規定し、国民の多くが原発電力の増大に積極的な賛成に向かうよう国が努力する責務があると定めています。

第二条の三に５項目の施策が新設されています。

第二条の三

「国は、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策その他の必要な施策 講ずるものとする。」と定め、原発推進の５件の施策が新設されています。

原発関連の人材の育成、原発に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立機関、等への積極的な援助、原発事業者が原発の安全対策設備への投資を行う時の積極的な援助、原発の使用済み燃料の再処理や廃炉について、関係地方公共団体との調整などへの援助、使用済み燃料の最終処分を行う時の国民の理解を促進する施策などを積極的に行う、の５件の原発推進策が新たに明記されています。

第二条の四に２項目の原子力事業者の責務が新設されています。

（原子力事業者の責務）として、原発の運転にあたっての、防災について地方公共機関への協力の強化、および国または地方公共機関が、原子力施設が立地する地域で実施する地域振興策に協力する事としています。

原子力基本法は、これからの日本の原発の運転強化ができるよう、新規促進策を大量に新設しています。

７．まとめ

電気事業法等の一部を改正する束ね法案は、一般のマスコミでは、GX 脱炭素電源法と略称されて報道されています。

これは、原発関係でよく使用されている用語が、政府関係の経済産業省関係で、英語の日本語訳を策定するときに、原発の推進に都合の良い日本語訳が大量に使用され、安全神話の普及に都合よく利用されてきたのと同じ意図から行われているためと思われます。

また、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」もＧＸ推進法と略称され、閣議決定が行われています。

このＧＸ推進法も（グリーントランスフォーメーション）を語っていますが、その内容はカーボンプライシングなど、いい加減な内容になっており、（グリーントランスフォーメーション）に名を借りたその場限りの法案になっています。

そして、この政府の狙いがうまく働いているようで、原発の積極的な推進策に

反対する市民運動の中からは、（グリーントランスフォーメーション）そのものに反対する意見も多くあらわれているようです。

しかし、（グリーントランスフォーメーション）は、世界中の政府が積極的に採用を行うようになった基本政策で、（グリーントランスフォーメーション）についてき、評価は別途正確に行うべきと思われます。

それらの問題を含めて、マスコミの報道に頼るだけではなく、法案そのものの調査と、正確な評価が必要と思われ、まとめを行いました。